

報道関係各位

平成30年7月30日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ振興事業部

## 第1031回スポーツ振興くじ ご購入代金の返還について

日ごろから、スポーツくじ(toto・BIG)の報道に関し格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、第1031回スポーツ振興くじについて、台風の影響により、指定試合(J1リーグ第18節及びJ2リーグ第26節)のうち5試合が中止となりました。

つきましては、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項及び第3項に基づき、第1031回「toto」「BIG」「100円BIG」「BIG1000」「mini BIG」は不成立となりますので、対象となるtotoチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。返還金の受取方法等は以下のとおりです。

なお、第1031回のうち、「mini toto-A組」「mini toto-B組」「totoGOAL3」については最低成立試合数を満たしており、返還金の対象ではありませんのでご注意ください。

報道関係の皆様におかれましては、この件について告知にご協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象となる開催回(くじ種)

第1031回「toto」「BIG」「100円BIG」「BIG1000」「mini BIG」

#### 2 返還金の請求期間

平成30年7月31日(火)～平成31(2019)年7月30日(火)の1年間

#### 3 返還金受取方法

| totoチケット種別等  | 受取方法   |
|--------------|--|
| totoチケット(本券) | <p><b>【現金での受取】</b><br/>全国のくじ売り場<sup>※1</sup>、スポーツくじ払戻店(払戻しみの店舗)<sup>※1</sup>、スポーツくじ取扱信用金庫、サークルK・サンクス<sup>※2</sup>、セブン-イレブン<sup>※3</sup>で対象totoチケットと引き換えに券面記載の合計金額をお受け取り。</p> <p><b>【振込での受取】</b><br/>所定の「返還金請求書」及び対象totoチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座にお振り込み。</p> <p><sup>※1</sup> くじ売り場およびスポーツくじ払戻店は、払戻限度額が1万円以下の店舗もあります。それぞれの店舗については、totoオフィシャルサイト・店頭に掲示している払戻上限額をご確認ください。</p> <p><sup>※2</sup> サークルK・サンクスは、Kステーション設置店舗のみの取扱いとなり、払戻限度額は1万円未満となります。</p> <p><sup>※3</sup> セブン-イレブンは、払戻限度額が1万5千円以下となります。</p> |

なお、くじ売り場のうち販売のみの店舗、一部のスポーツくじ取扱信用金庫、ローソン、ファミリーマート及びミニストップでは、返還金を受け取ることができませんのでご注意ください。

- ※ 払戻を行っていない店舗には、順次返還金請求書を準備する予定です。
- ※ 返還金請求書は、totoオフィシャルサイトからもダウンロードできるようにする予定です。

4 次の方法で購入されたお客様については、口座振込等を行いますので、返還金請求手続きは不要です。

| 決済種別等   | 受取方法   |
|---|--|
| デビットカード決済及びローソンponta toto会員(totoチケット(控券))<br>楽天銀行決済<br>ジャパンネット銀行決済<br>楽天totoサイトでのクレジットカード決済<br>三井住友銀行決済<br>まとめてau支払い<br>auかんたん決済<br>住信SBIネット銀行決済<br>じぶん銀行決済 | お客様指定口座に8月3日(金)以降順次お振り込みいたします。<br><br>※通帳には「ドクリツギョウセイハウジンニホンスポーツシンコウ センター」と記帳される場合があります。 |
| クレジットカード決済<br>(楽天totoサイトでの購入を除く)  | ご購入金額の引き落としを行わないことにより返還するものとさせていただきます。   |

※au totoサイトで購入されたお客様への返還方法については、現時点での予定です。

5 その他ご不明な点については、以下でご確認、お問い合わせください。

- ① totoオフィシャルサイト (<https://www.toto-dream.com>)
- ② totoお客様センター フリーダイヤル 0120-9292-86  
 ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようにお願いいたします。(受付時間:午前8時~午後11時30分/無休)

以上

【参考1】スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合又は特定指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合又は特定指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかつたときは、その合計することができなかつた発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかつたものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

【参考2】スポーツ振興くじ最低成立試合数について

| くじ種         | 予想系くじ            |                  |                  | 非予想系くじ            |                   |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
|             | toto             | mini toto        | totoGOAL3        | BIG               | 100円BIG           | BIG1000          | mini BIG         |
| 指定<br>試合数   | 13試合             | 5試合              | 3試合              | 14試合              | 14試合              | 11試合             | 9試合              |
| 最低成立<br>試合数 | 9試合<br>(4試合中止まで) | 3試合<br>(2試合中止まで) | 2試合<br>(1試合中止まで) | 10試合<br>(4試合中止まで) | 10試合<br>(4試合中止まで) | 8試合<br>(3試合中止まで) | 6試合<br>(3試合中止まで) |

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項